

木の香る多摩産材住宅普及事業実施要領

平成28年10月26日付28産労農森第567号

(目的)

第1 この要領は、木の香る多摩産材住宅普及事業実施要綱（平成28年10月26日付28産労農森第565号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する木の香る多摩産材住宅普及事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第3に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 募集対象

募集の対象は、次のアからサに掲げる要件すべてに該当するものとする。

ア 事業者は、東京都内に主たる事業所があり、工務店や建築士、多摩産材認証協議会に登録している製材業者等が連携した団体等であって、モデルハウスの設計から、建築、その後の運営までが可能であり、規約等により事業実施や管理運営等に必要な体制が整備されていると認められること。また、都内での住宅建築、及び販売が可能であること。

イ 初めて住宅を購入する世帯（以下「一次取得者」という。）向け、2回目以降の取得となる世帯（以下「二次取得者」という。）向けのモデルハウスを1案ずつ、計2案を提示すること。なお、設定敷地については、一次取得者向け住宅が66㎡以内、二次取得者向け住宅95㎡以内とし、一次取得者については、30歳代夫婦で子供二人の家族構成を、二次取得者については、60歳代夫婦の家族構成を想定すること。延床面積について制限はないが、建築基準法、その他関係法令の基準を満たすこと。

ウ 木造住宅であって、下地材、建具を除き、使用木材の100%近く多摩産材を用いること。また、工法については、伝統工法、在来工法、新工法のいずれも認める。

エ 応募案は未発表のものであること。

オ いずれかの箇所に、左官による壁塗り工事を施すこと。

カ 建築基準法、その他関係法令の基準を満たす建築物であること。

キ 平成30年3月31日までに完成することが確実であると認められること。

ク モデルハウスを設置後、平成34年3月31日まで運営できること。

ケ 一次取得者向けモデルハウス内に多摩産材のPRコーナーを、二次取得者向けモデルハウス内に多目的室を設置できること。なお、多摩産材のPRコーナーについては25㎡以上、多目的室については30㎡以上の面積を設けること。

コ 東京都の実施する多摩産材のPRイベントに協力すること。

サ 土曜日、日曜日、祝日には、来場者対応のために従業員等を常駐させること。

また、平日であっても来場希望がある場合等は、従業員等による対応ができること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当するものは、本事業に応募できないものとする。なお、応募後に次のいずれかに該当することが判明した場合は、応募を取り消すものとする。

ア 本事業を実施するにあたって、国及び都から補助・助成を受けている又は受ける見込みにあるもの。

イ 特定の事業者の利益のために行われるもの。

ウ 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの。

エ 法人その他の団体であっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するとき。

オ その他本事業の主旨に資すると認められないもの。

(3) 応募方法

次の応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

ア 応募書類

提出部数は6部とする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

(ア) 木の香る多摩産材住宅普及事業応募申請書(第1号様式)

(イ) 経費内訳書(第2号様式)

(ウ) 申請者の概要(第3号様式)

(エ) 設計図書

①配置図

②各階平面図

③立面図

④断面図

⑤展開図

⑥内観・外観パース(スケッチ等でも可)

※多摩産材製什器を補助対象経費に含める場合は、内観パース等で什器の設置イメージが分かるようにすること。

(オ) 木材使用数量表(多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。)

イ 応募先

東京都産業労働局農林水産部森林課

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(審査結果の通知)

- 第3 実施要綱第4による審査結果については、本事業の応募者全てに通知する。
- 2 実施要綱第4により、事業者と決定した者が辞退した場合は、順次繰り上げを行うものとする。

(事業の実施)

- 第4 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、木の香る多摩産材住宅普及事業費補助金交付要綱(平成28年10月26日付28産労農森第566号)に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。
- 2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から平成34年3月31日までとする。

(モデルハウス設置後の運用)

- 第5 土曜日、日曜日、祝日には、来場者対応のために従業員等を常駐させること。ただし、平日であっても来場希望がある場合等は、従業員等による対応を行うこと。
- 2 毎月10日までに、月毎のモデルハウスの販売実績及び来場者数の実績を都に報告すること。
- 3 都は、モデルハウス設置後の事業者の運用状況を確認するために、検査を行うことができる。この場合、事業者は都の検査に協力しなければならない。

(その他)

- 第6 その他モデルハウスの運用に必要な事項については、別途定める。

附 則

この要領は、平成28年10月26日から施行する。